

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月29日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県宇都宮市元今泉7-4-15
氏 名 日本道路(株)宇都宮営業所
所長 神 蔵 芳 彰
電話番号 028-662-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社宇都宮営業所
事業場の所在地	栃木県宇都宮市元今泉7-4-15
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	舗装工事業 [0911]
② 事業の規模	元請完成工事高 656百万円(税抜)
③ 従業員数	18人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別図2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	その他
	排 出 量	2 3 8 6 . 3 9 t	2 1 2 7 . 3 9 t
	(これまでに実施した取組)		
表-1のとおり			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	3, 5 0 0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
表-1のとおり			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙1のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	その他
	全処理委託量	4513.78 t	2127.39 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	350.47 t
	再生利用業者への処理委託量	4513.78 t	1776.92 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	3,500 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,500 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙1のとおり			
※事務処理欄			

(別紙1)

令和5年6月29日
日本道路株式会社

産業廃棄物処理計画書

1. 事業概要

(1) 一般事項

事業場名：日本道路(株)北関東支店

執行役員支店長 奥村 宏

所在地：埼玉県さいたま市見沼区春岡 1-1-10

電話番号：048-682-0711

会社名：日本道路株式会社

代表取締役 石井 敏行

資本金：12,290百万円(令和3年3月31日現在)

事業内容：道路建設及び舗装工事

従業員数：1,660人

売上金額156,379百万円

(2) 廃棄物の発生に関わる事項

道路建設工事に伴って発生するアスファルトコンクリート塊の処分

2. 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3. 管理体制

別紙宇都宮営業所建設副産物適正処理管理組織図

建設副産物適正処理管理規則による

4. 産業廃棄物の排出抑制に関する事項(表-1)

建設廃棄物の発生抑制は、施工計画段階で十分検討し、発注者、下請業者及び建設資材業者と打ち合わせを行い、確認を行った後施工にあたる。

5. 産業廃棄物の分別に関する事項

現場内で再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等、それぞれ処理・再生利用に応じた分別を行う。分別は以下の方法による。

1) 分別計画

- a) 作業に先立ち分別計画を作成し、下請業者や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図る。
- b) 処理施設の受入条件を十分に検討し、条件に応じた分別計画を立てる。
- c) 工事の進捗により排出される廃棄物が違うので、工程に見合った分別計画を立てる。
- d) 敷地の条件によって廃棄物の集積場所、方法を定め、集積場所までの運搬方法、搬出方法を具体的に決める。

2) 分別の表示

廃棄物の集積場所や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違えることなく分別できるようにする。

3) 容器による分別

がれき類以外の廃棄物は品目ごとに容器（小型ボックス、コンテナ等）を設けて分別し、分別表示板を取り付ける。また、運搬時には分別したものが混合しないよう注意する。

4) 一般廃棄物の分別

現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞、雑誌等）は、直接工事から排出する廃棄物とは区分して処分する。

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類毎の再生利用に係る計画を立てる。

・アスファルトコンクリート塊

中間処理施設や現場において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。

7. 産業廃棄物の処理に関する事項

廃棄物の委託処理にあたっては、廃棄物処理法の委託基準に則して行うこととし、保管にあたっては保管基準を遵守する。

(表一) 建設廃棄物の発生抑制策

施工計画	仮設計画の検討	<p>廃棄物分別、仮置きスペースの確保 仮設舗装、コンクリート処理方法の検討</p>
	工法の検討	<p>工事種別毎の検討</p> <p>①舗装工事 ・取り壊しの方法 ・残アスファルトコンクリート・コンクリートの利用計画</p> <p>②付帯工事 ・既設コンクリート構造物の再利用の検討 (コンクリート縁石、U字溝、歩道ブロック等) ・残コンクリートの利用計画</p>
施工	発生を抑制する体制の整備	<p>① 廃棄物対策組織の編成</p> <p>・役割分割の明確化</p> <p>・場内パトロール実施</p> <p>・分別ルール等について新規入場者教育の実施</p> <p>② 廃棄物回収施設の設置</p>
	工法の採用、実施	<p>工事種別ごとの採用・実施</p> <p>①舗装工事</p> <p>a) 建設リサイクル法に規定する建設副産物を再資源化施設へ搬出</p> <p>・アスファルトコンクリート塊 ・コンクリート塊 ・建設発生木材</p> <p>b) 残アスファルトコンクリート、コンクリートの利用</p> <p>②付帯工事</p> <p>a) 既設コンクリート構造物・製品の再利用 b) 分別の徹底 c) 残コンクリートの利用</p>

○ 環境管理規則

制定2010年4月1日

改正2013年4月1日

改正2016年4月1日

改正2018年4月1日

改正2022年4月1日

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、「就業規則」第77条に基づき、環境管理について基本的な事項を定め、自らの事業活動において汚染の予防、資源の有効活用を進め、環境に優しい社会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則で用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会 社 日本道路株式会社をいう。
- (2) 本 社 会社機構上の本社をいう。
- (3) 支 店 会社機構上の支店をいう。
- (4) 事 業 所 ①建設工事を行う常設の営業所、出張所、工事事務所をいう。
②建設工事を行う有期の工事現場をいう。
③常設の合材センター、中間処理施設、混合所、乳剤工場をいう。
- (5) 従 業 員 会社が雇用する職員・常備・日雇従業員をいう。
- (6) 関係請負人 会社と請負契約を締結した業者をいう。
- (7) 取引業者 会社と取引関係にある資器材の納入・運送・リース・警備保障等の業者をいう。
- (8) 協力業者 上記(6)、(7)をいう。
- (9) 環境担当責任者 事業所の当社の環境に関する責任者をいう。

(権限の委譲)

第3条 会社は、別に定める「職務権限表」により、環境管理に関する権限を各職位に委譲する。

2 各職位は、別に定める「職務権限表」により、分掌業務を処理する。

3 各職位は、環境に関する業務に従事する者に対し、環境に関する業務を遂行するために必要な権限を付与しなければならない。

(規則、関係法令等の順守義務)

第4条 従業員は、この規則、関連する他の社規社則、関係法令及び環境管理者等の指示を順守し、汚染の予防、資源の有効利用に努め、環境にやさしい社会の実現に寄与しなければならない。

(関係法令と社内規則との関係)

第5条 会社は、関係法令を順守し、環境管理にあたる。

2 この規則に定めのない事項については、関係諸法令の定めるところによる。

第 2 章 環境管理体制

第 1 節 環境管理組織

(環境管理組織)

第6条 会社は、環境管理のため、管理組織を別図のとおり定める。

(本社安全環境品質部長)

第7条 本社に、社長が任命する安全環境品質部長をおく。

- 2 安全環境品質部長は、取締役会において定められた方針に従い、安全環境品質担当役員の統率のもとに、担当業務を分掌し、中央環境委員会等関係職制に対し、本規則の実施に必要な場合、答申を求めることができる。

(本社安全環境品質部副部長)

第8条 本社に、安全環境品質部副部長をおく。

- 2 安全環境品質部副部長は、本社安全環境品質部長の統率のもとに、環境管理の推進、指導を統轄し、また、本社工事部、製販部及び支店安全環境品質部等関係職制に対して本規則の実施に必要な指示を与えることができる。

(支店総括環境管理者の選任と業務)

第9条 支店に、支店総括環境管理者を選任する。

- 2 支店総括環境管理者には支店長があたり、当該支店が管轄する事業所の環境に関する事項を総括管理する。

(支店安全環境品質部長)

第10条 支店に、支店安全環境品質部長をおく。

- 2 支店安全環境品質部長は、支店内の環境管理の推進、指導を統轄し以下の業務を遂行する。また、必要に応じ、安全環境課長(係長)を配置し、業務を補佐させることができる。

- (1) 環境計画の作成、環境活動および行事の計画と実施
- (2) 環境パトロールの実施と指導、改善
- (3) 環境関連法規制の順守(事務所法規制一覧表の活用)および建設副産物適正処理「建設副産物適正処理規則」の推進に必要な教育、指導
- (4) 事業所環境全体会議等の指導、関係講習会の開催、その他環境諸行事の実施
- (5) 環境問題発生時の処理と報告
- (6) 建設副産物および産業廃棄物適正処理に係わる管理、また、関係諸官庁への申請、報告等
- (7) エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネルギー法」という。)に係わる事項
- (8) 上記の他、環境に関する事項

(営業所、アスファルト合材センター、中間処理施設の総括環境管理者の選任と業務)

第11条 営業所、アスファルト合材センター、中間処理施設に、各々総括環境管理者を選任する。

- 2 総括環境管理者には所長があたり、当該営業所、アスファルト合材センター、中間処理施設が管轄する事業所又は施設の環境に関する事項を総括管理する。

(営業所安全環境課長)

第12条 営業所に、安全環境課長をおく。

- 2 営業所安全環境課長は、支店安全環境品質部長、又は営業所長の指揮のもとに、営業所管内の環境管理の推進、指導を統轄し、以下の業務を遂行する。また、必要に

応じ、環境担当責任者を配置し、業務を補佐させることができる。

- (1) 環境計画の作成、環境活動および行事の計画と実施
- (2) 環境パトロールの実施と指導、改善
- (3) 環境関連法規制の順守（事務所環境法規制チェックシートの活用）及び建設副産物適正処理「建設副産物適正処理規則」の推進に必要な教育、指導
- (4) 環境保全活動の計画と実施
- (5) 取引業者の環境指導
- (6) 環境全体会議の運営
- (7) 環境問題発生時の処理対応
- (8) 建設副産物および産業廃棄物適正処理に係わる管理、また、関係諸官庁への申請、報告等
- (9) 省エネルギー法に係わる事項
- (10) 上記の他、環境に関する事項

（アスファルト合材センター、中間処理施設、乳剤工場の環境担当責任者）

第13条 アスファルト合材センター、中間処理施設、乳剤工場に、各々環境担当責任者をおく。

- 2 アスファルト合材センター、中間処理施設、乳剤工場の環境担当責任者は、支店安全環境品質部長、又はアスファルト合材センター、中間処理施設所長の指揮のもとに、アスファルト合材センター、中間処理施設、乳剤工場管内の環境管理の推進、指導を統轄し、以下の業務を遂行する。

- (1) 環境計画の作成、環境行事の計画と実施
- (2) 環境パトロールの実施と指導、改善
- (3) 環境関連法規制の順守（製販環境チェックシート、事務所環境法規制チェックシートの活用）及び建設副産物適正処理「建設副産物適正処理規則」の推進に必要な教育、指導
- (4) 環境保全活動の計画と実施
- (5) 協力業者の環境指導
- (6) 環境全体会議の運営
- (7) 環境問題発生時の処理対応
- (8) 産業廃棄物適正処理に係わる管理、また、関係諸官庁への申請、報告等
- (9) 省エネルギー法に係わる事項
- (10) 上記の他、環境に関する事項

（出張所、工事事務所、混合所の環境担当責任者の業務）

第14条 出張所、工事事務所、混合所については営業所長の承認を得て、出張所、工事事務所、混合所の長が選任する環境担当責任者をおく。

- 2 出張所、工事事務所の環境担当責任者は営業所に準じた業務を遂行する。
- 3 混合所の環境担当責任者は、アスファルト合材センターに準じた業務を遂行する。

（工事現場事務所の環境担当責任者）

第15条 大型工事等の施工において、工事現場事務所を設置する場合、当該工事現場事務所、工事現場事務所長が任命する環境担当責任者をおく。

- 2 工事現場事務所の環境担当責任者は、営業所長もしくは支店安全環境品質部長の指揮のもとに、当該工事に関する環境関連法規制の順守及び環境管理の推進、指導を統轄し、以下の業務を遂行する。

- (1) 施工計画書等における現場環境管理の作成、環境活動及び行事の計画と実施
 - (2) 現場環境パトロールの実施の指導、改善
 - (3) 環境関連法規制の順守（現場環境チェックシートの活用）、関係諸官庁への申請、報告等
 - (4) 環境問題発生時の処理対応
 - (5) 建設副産物及び産業廃棄物適正処理「建設副産物適正処理規則」に係わる管理、報告
 - (6) 省エネルギー法に係わる事項の報告
 - (7) 上記の他、環境に関する事項
- (公害防止統括者及び公害防止管理者の選任と業務)

第16条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等に定める業務を行う事業所には、その工場業務を統括管理する者（合材センター所長、工場長等）の中から公害防止統括者（正・代理者）をおき次の業務を行う。

- (1) ばい煙発生施設等の使用方法の監視及び施設の維持管理、使用に関する事項
- (2) ばい煙等の量の測定及び記録に関する事項
- (3) その他公害防止に必要な業務で環境関係法令で定める事項
- (4) 事故、その他緊急時の対応措置

- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等に定める業務を行う事業所には、法令の資格を有する者の中から公害防止管理者（正・代理者）をおく。公害防止管理者は、公害防止統括者もしくは営業所長、支店安全環境品質部長の指揮のもとに、次の業務を担当する。

- (1) 燃料、材料の検査に関する事項
 - (2) 公害関係施設の操作、点検、補修に関する事項
 - (3) 測定に関する事項
 - (4) その他、公害防止に関する必要事項
- (エネルギー管理者もしくはエネルギー管理員の選任と業務)

第17条 省エネルギー法の規定に基づき、該当部署に第1種特定事業者としてのエネルギー管理者、もしくは第1種指定事業者としてのエネルギー管理員をおく。

- 2 エネルギー管理者、エネルギー管理員は、次の業務を担当する。また、管理者、管理員は、本社・支店・各事業所の担当者に業務系環境データを報告させる。

- (1) エネルギー使用状況届出書の提出
 - (2) エネルギー管理者もしくはエネルギー管理員の選任届出書の提出
 - (3) 前年度のエネルギー使用状況（定期報告書）の提出
 - (4) 中長期計画書の提出に関する事項
 - (5) その他、エネルギー使用に関する必要事項
- (産業廃棄物処理責任者および技術管理者の選任と業務)

第18条 廃棄物処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)における産業廃棄物処理施設(中間処理施設)を設置した場合に産業廃棄物処理責任者、技術管理者をおく。

- 2 産業廃棄物処理責任者、技術管理者は、営業所長、合材センター所長もしくは支店安全環境品質部長及び製販部長の指揮のもとに、次の業務を担当する。
- (1) 処理施設ごとに産業廃棄物の処理に関すること（産業廃棄物処理責任者）。
- (2) 処理施設の維持管理に関する技術上のこと（技術管理者）。

第 2 節 諸会議の設置と審議事項

(中央・支店環境委員会の設置と審議事項)

第19条 会社は、環境について、必要な措置を講ずることを目的として本社に中央環境委員会、支店に支店環境委員会を設置する。

- 2 中央・支店環境委員会の組織・運営審議事項等については、別に定める「環境委員会規則」による。

(環境全体会議の開催と実施事項)

第20条 事業所ごとに、環境に関する事項の推進をするため、毎月当社従業員で構成する環境全体会議を開催する。

- 2 環境全体会議は、次の事項を実施する。

- (1) 環境に関する本社、支店等からの指示、情報等を伝達し、周知徹底を図ること。
- (2) 環境に関する教育を実施すること。
- (3) 従業員から環境に関する意見を聴取すること。
- (4) 環境に関する実施事項について協議すること。
- (5) その他環境に関する必須事項を協議すること。

(安全衛生(環境)協議会の中での環境教育、設置と協議事項)

第21条 営業所、出張所、合材センター（混合所）は、安全衛生(環境)協議会において環境教育、指導を行う。

(災害防止協議会の中での環境教育、設置と協議事項)

第22条 会社が元請となる工事現場の災害防止協議会においては、環境教育・指導を行う。

第 3 章 環境方針

(環境方針)

第23条 会社は、毎年度環境に関する方針を定め、これを全社に周知し、その徹底を図る。

- 2 支店は、前項の方針に基づき、毎年度環境に関する事項を定めこれを管下の事業所に周知し、その徹底を図る。
- 3 事業所では、「月別環境重点励行事項」を定め、従業員及び協力業者の従業員に周知し、その徹底を図る。

(環境計画)

第24条 支店・事業所では、毎年度「環境計画」を策定し、従業員及び協力業者の従業員に周知し、その実施を図る。また各々の「環境計画」は年2回(10月末、4月末)に目標の達成度合いを評価し、承認者(統合マニュアル6、2、1並びに付表6-1参照)の評価を得る。

第 4 章 環境教育

(雇い入れ時、作業内容変更時の教育)

第25条 本社・支店・事業所では、新規に従業員を雇い入れたとき、当該従業員に対し業

務に必要な環境に関する教育を行う。

(入場者教育)

第26条 事業所では、新規に当該事業所に入場し、その業務に従事することとなった従業員及び関係請負人の従業員に対し、その事業所の環境に関する教育を行う。

(関係請負人に対する指導・援助)

第27条 支店・事業所では、関係請負人が行う環境教育に対し、積極的に指導・援助しなければならない。

第 5 章 機械等の管理

(使用の制限)

第28条 事業所では、現場等で使用する建設機械・器具等について、社有・リース及び関係請負人の持ち込みを問わず、施工計画書に取り入れた排ガス対策型建設機械、低騒音型機械及び低振動型機械を使用するものとする。また、建設機械の点検整備等を十分に行い、不備な建設機械等については、これを使用してはならない。

(使用の際の注意事項)

第29条 機械運転手(オペレーター)及びダンプトラック運転手に対して環境教育を行い、不必要な空ふかしの禁止、および待機中の重機、工事車両はアイドリングストップを励行し、省エネ運転及びエコ運転等を取り入れてCO₂の発生を抑える。

第 6 章 事業所における廃水の管理

(油水分離槽等の点検、管理)

第30条 事業所では、廃水を外部に放流(排水)する場合は、場内の油水分離槽を効果的に使用し、点検を行い、外部に廃水が直接流出しないよう維持管理を行う。

- 2 工事現場で発生する汚濁水については、現場環境チェックシートに基づき関連法令を確認し必要に応じて届出等を行い、現場においては仮設沈殿槽(ノチタンク)等を用いて処理し外部に排水する等周辺環境に十分考慮する。排水にあたっては、PH・浮遊物など自主管理で測定し対応することが必要である。

第 7 章 協力業者

(協議会等への参加推奨)

第31条 会社は、協力業者に対して、会社が主催する安全衛生(環境)協議会及び災害防止協議会に参加を推奨しなければならない。

第 8 章 緊急時の予防措置

(緊急連絡表の掲示)

第32条 本社・支店・事業所では、緊急連絡表を作成し、見やすい場所に掲示しなければならない。

(緊急体制の整備)

第33条 本社・支店・事業所では、必要により異常事態(環境問題)の発生に備え、緊急体制、および用具を整備しておかななければならない。

第 9 章 社会・環境貢献に関する事項

(地域社会に関する取り組み及び社会環境貢献活動の参画推進)

第34条 会社は、環境負荷低減に向け、中期全社環境計画に基づき行動し、協力業者に対しても会社と共に行動するよう求める。

会社は従業員による地域清掃、環境・地域イベントへの出展・参加など社会貢献活動を通じた環境負荷低減の取り組みを推進する。

会社はステークホルダーと適切なコミュニケーションを図るものとし、会社情報を適時に開示すべく、最新情報をホームページに掲載する。

第 10 章 環境の事故及び緊急事態発生時の措置

(応急措置)

第35条 従業員及び協力業者等関係者は、事故及び緊急事態を起こしたとき、または、これを現認した場合、応急措置をとり、速やかに事業所の長及び関係部署に通報し、指示を仰がなければならない。

2 事故及び緊急事態の発生報告を受けた支店安全環境品質部長は、支店長に報告しなければならない。

3 支店安全環境品質部長及び事業所長は、速やかに事故及び緊急事態発生現場に急行する等、発生原因について調査し、再発防止に必要な措置を講じなければならない。

(関係得意先及び関係官庁等への連絡、報告)

第36条 事故及び緊急事態が発生した場合、事業所の長は、電話等で速やかに関係得意先並びに所轄の自治体の環境担当部署・消防署等に、発生状況を連絡しなければならない。

2 前項の場合、支店安全環境品質部長及び事業所長は所定の「環境情報等（発生）報告書」にもとづき速やかに本社安全環境品質部長に報告しなければならない。

3 事後の経過についても、前項の報告基準により、報告しなければならない。

(関係監督官庁等からの是正勧告等)

第37条 事業所の長は、事故及び緊急事態の発生による立ち入りまたは現場調査等により、得意先並びに自治体環境担当部署・消防署等から、指導または是正勧告・命令等を受けた場合には、その指示に従い速やかに是正措置を講ずるとともに、その結果を監督官庁に報告しなければならない。

2 立ち入りまたは現場調査等を受けた事業所の長は、是正勧告等の有無に関わらず、「環境情報等（発生）報告書」にもとづき支店を経由し、本社安全環境品質部長に報告しなければならない。なお、是正勧告等が発生した場合は、関係書類の写しを添え報告する事とする。

3 得意先等から事故及び緊急事態に起因して、指名停止処分等を受けた場合は、前項に準じ報告しなければならない。

4 関係官公庁・得意先等から、環境に関し表彰状・感謝状等褒章を受けた場合は、前2項に準じ報告しなければならない。

(環境管理状況の報告)

第38条 毎月、環境管理の状況を、事業所の長は支店安全環境品質部長に報告しなければならない。

第 11 章 提案・表彰・懲戒

(環境に関する提案・表彰)

第39条 会社は、環境に関する提案について、別に定める「発明考案奨励制度規則」により表彰する。

2 会社は、環境に関する諸官庁からの表彰事例は、社内表彰の対象にする。

(懲戒)

第40条 会社は、従業員が故意・重大な過失あるいは職務怠慢等により、事故及び緊急事態を起こしたときは、別に定める「就業規則」により懲戒する。

第 12 章 記録の保管

(記録等の作成・保管)

第41条 会社は、環境に関する計画・指示・報告・点検・測定の結果及び環境委員会・環境全体会議・安全衛生（環境）協議会及び災害防止協議会等の記録を作成し、環境に関する関係法令等及び別に定める「文書管理規則」により保管する。

付 則

(適用の除外)

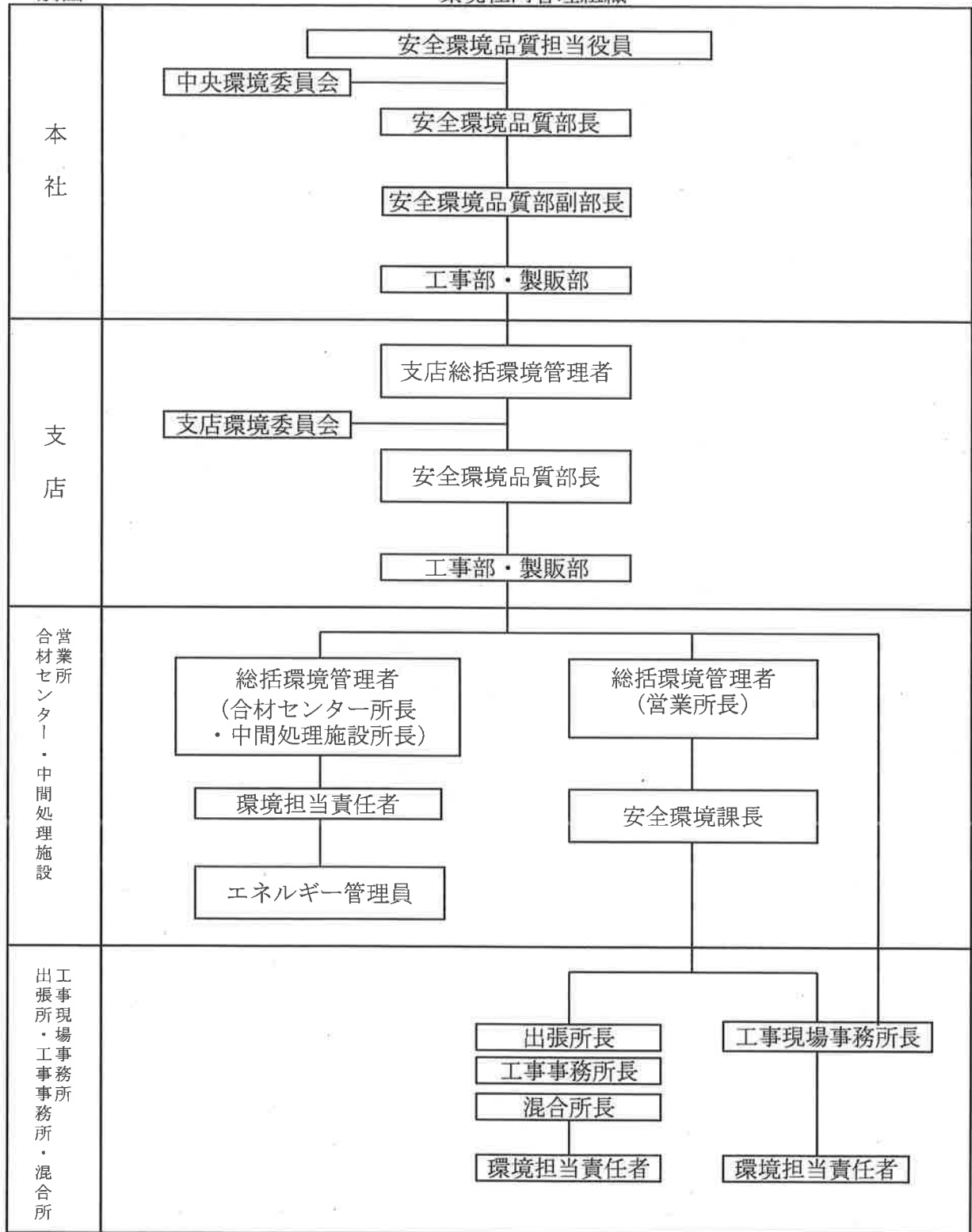
第1条 この規則に定めのない組織等については、この規則に準じ関係者が協議して定める。

2 特別な事情により、本規則を適用し難い場合も関係者が協議して定める。

以 上

別図

環境社内管理組織



2023年度 宇都宮營業所 建設副産物適正処理管理組織図

